

# 鳥取県公報

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(土、日、祝日)の場合は、その翌日発行)

◇選挙告示 鳥取県知事の選挙における当選人の住所及び氏名

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙における当選人の住所及び氏名は次のとおりであるので公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

住所 氏名

鳥取県鳥取市東町一丁目百三十一番地 石破 二郎

該貸付けについて支給する場合に限り行なうものとする。

(利子補給金の額)

第五条 第三条に規定する利子補給契約により県が支給する利子補給金の額は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間における農村青年経営安定資金についての融資平均残高(毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に対し、年利率四分で計算して得た額とする。

(利子補給金の支給)

第六条 県は、第三条に規定する利子補給契約に基づいて県信連から利子補給の請求があつた場合において、知事が適当であると認めたとときは、当該請求があつた日の属する月の翌月中に当該請求に係る利子補給金を支給するものとする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日以後に部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年に対し、県信連が貸し付ける農村青年経営安定資金に係る県の利子補給から適用する。

### 別表

農村青年経営安定資金の種類	貸付期日
一 果樹部門の経営の安定に要する資金	部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年が第一回貸付金の返済の第一回目及び第二回目の期日
二 酪農部門の経営の安定に要する資金	
三 畜産部門の経営の安定に要する資金	
四 養蚕部門の経営の安定に要する資金	
五 花卉(草本類を除く。)部門の経営の安定に要する資金	

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県公報印刷局(定価一紙二百円)

六 養豚(肥育豚を除く。)部門の経営の安定に要する資金  
七 特用作物部門の経営の安定に要する資金

部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年が第一回貸付金の返済の第一回目及び第二回目の期日